

納税者を守る税理士になるための

租税法の連続基礎講座

東京青年税理士連盟
会 長 石山 貴裕
研究部長 武田佳奈子

税理士の業務範囲は会計ソフト等の発達・進化により狭まってきており、税理士の会計業務の多くは「道具（の発達・進化）」に取って代わられる運命にあります。その理由は、税理士が行っている会計業務の多くは軽度の判断業務ゆえに「道具」がとって代わることができるからです。

では、「道具」が取って代わることのできない税理士の業務には何があるのだろうか。それは高度な専門知識と高度な判断能力を必要とする分野です。具体的には、「法の解釈・適用」「税務調査の立ち合い」「法廷に出廷」することなどです。税理士は税務に関する専門家であり、納税者の権利利益を擁護する代理人として税務訴訟も視野に入れて業務を行わなければなりません。また、税理士は税務訴訟において補佐人として裁判所に出廷し陳述をすることもできます。これらの業務をおこなうためには、税理士試験の勉強では一切教わらない、「租税法の基礎理論」を学ぶ必要があります。

そこで、東京青年税理士連盟では、我が国で唯一の憲法論からの税法学体系書である『税法学原論 第9版』（北野弘久 日本大学名誉教授著）をテキストにして、著者から直接指導を受け現在日本大学教授かつ税理士としてもご活躍の阿部徳幸先生（東京青税会員）を講師にお招きし、租税法の連続基礎講座（『税法学原論』のダイジェスト版講座）を開催いたします。

新合格者の方のご参加を心よりお待ちしております。

日 時	【全4回を開催予定】 第1回（4/2）：「租税法律（条例）主義と税理士」 第2回（4/23）：「実質課税の原則・応能負担原則と税理士」 第3回（5/14）：「税務争訟の法理と税理士」 第4回（5/21）：「質問検査権と税理士」 ・開催日は変更となる場合がございますので、東京青税ホームページ等でご確認をお願いいたします。 ・時間はいずれも18：30～20：30
会 場	東京税理士会館地下1階
講 師	日本大学法学部・同大学院法学研究科教授（税法担当）（元全国青税副会長・元東京青税会長） 阿 部 徳 幸 先生
参加費	500円（新合格者は無料）

※本研究会は既定の人数を満したした場合、認定研修として東京税理士会に申請致します。

※会場にて書籍の販売も行います。北野弘久 著「税法学原論〔第9版〕」勁草書房 税込3,500円

※荒天等により、急遽開催を中止又は延期させて頂く場合がございます。最終的な開催の可否はHP又はメール（grist@t-az.com）にてお知らせ致しますので、各自ご確認をお願い致します。体調が優れない場合は、参加をご遠慮下さいますようお願いいたします。

***** 租税法の連続基礎講座 講義予定 *****

- 第1回 租税法律主義と税理士**
4/2(水)
- ・税法とは、国民の義務を定めたものなののでしょうか。それとも権利を定めたものなののでしょうか。
 - ・「租税法解釈の原則」とはいったい何なののでしょうか。
 - ・「節税」と「租税回避」と「脱税」の違いはどこにあるの？

- 第2回 実質課税の原則・応能負担原則と税理士**
4/23(水)
- ・税務調査の現場においてしばしば登場する「税務認定」。この「税務認定」というものはいったいどういうものなののでしょうか。
 - ・しばしば耳にする「実質課税の原則」や「応能負担原則」とは何なののでしょうか。
 - ・「税負担公平の原則」が「租税法律主義の原則」に優先するものなののでしょうか。あるいは、相反するものなののでしょうか。

☆実際の税務データなどから国民の税負担の現状を理解しましょう。

- 第3回 税務争訟の法理と税理士**
5/14(水)
- ・不服申立ての納税者敗訴率は約90%、税務訴訟では納税者はほとんど敗訴です。なぜこれほど納税者は負けるのでしょうか。そして、ほんとにこれほど納税者が負けているのでしょうか。(いいえ、実際は90%以上も負けていません。そのカラクリは?)
 - ・不服申立てや訴訟に関する「仕組み」にも問題があるのではないのでしょうか。
 - ・税理士法改正により、税理士の業務に加わった「出廷陳述権」。本来あるべき税理士の姿というものは、どういう姿なののでしょうか。

- 第4回 質問検査権と税理士**
5/21(水)
- ・われわれが一番興味の深い「税務調査」。この「税務調査」というものを学問的にはどのように捉えるべきなののでしょうか。「税務調査」の本質を憲法論・法律論の面から検討しましょう。

※会場までの地図

【東京税理士会館】

- 代々木駅 徒歩7分
- 千駄ヶ谷駅 徒歩5分
- 副都心線 北参道駅 徒歩7分

